

規 約

第1条（名称・所在地）

名称を F.C カメリアといい、本部を呉市広古新開3丁目 1-19 に置く。

第2条（目的）

当サッカークラブは、長期展望に基づく一貫した指導体制でサッカーを通じ、心身の健全な育成を図り、スクール生それぞれの協調とコミュニケーションを深め、一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を大切に育てながら、地域への貢献ひいては日本サッカー協会の発達に寄与することを目的にサッカーの指導を行う。

第3条（入会資格）

- ①本人および保護者が当スクールの趣旨に賛同される年中～年長までの男女とする。
- ②善通寺幼稚園に通っている年中～年長までの男女とする。

第4条（指導日時）

当スクールがあらかじめ決めた曜日・時間に指導する。

- 1) 連休または長期の休み期間中に練習や試合などの活動を行うことがある。
- 2) 祝日、盆、夏休み、冬休み、春休みについては休みとする。

休止期間などについてはその都度連絡する。

第5条（指導）

当スクールが決めた指導方法により、サッカーの指導を行う。

指導方針、内容、方法等についての保護者等の意見は一切受け付けない。

第6条（入会手続き）

スクール入会手続きは、ホームページにある入会申し込みフォームより必要事項を入力の上、当スクールに送信する。

第7条（会費）

入会金および年会費と月会費は別紙運営要領による。各会費は原則として返金しないものとする。

第8条（スクール生の自己負担費用）

スクール生の自己負担費用は、入会金、年会費、月会費のほかに次のものがある。

- 1) 指導日時以外の練習・試合会場までの交通費あるいは活動参加費。
- 2) 指定ウェア代、練習に必要な個人用具

第9条（スクール欠席について）

欠席をする場合は、連絡をしてください。ただし、欠席した場合でも代替日を設けることはありません。決められた練習日のみ参加してください。

第10条（休会）

怪我・病気などやむを得ない事情により、1か月以上休む場合は所定の休会届けを提出すること。休会届の次月より月会費は免除し、クラブ開始月より月会費を徴収する。

第11条（退会）

退会するスクール生は、退会の前月までに所定の退会届を事務局に提出しなければならない。

第12条（会員資格更新）

原則として、毎年自動更新とする。

第13条（会員資格の喪失）

連絡なしに連続2か月間会費の納入がない時は、退会されたものと判断し、以降の練習参加をお断りする場合があります。

第14条（除名）

当スクールは本規約に違反するまたはスクール生としてふさわしくないと判断した者を退会させることができる。

第15条（保険および事故責任）

スクール生は、当スクールの賛同負担により、入会および更新時にスポーツ安全保険に一括加入する。会員は当スクールの活動に際しては、本クラブの諸規定および指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して傷害、盗難などの事故が起こっても、本クラブの指導者に対して一切の損害賠償は請求しないものとする。本クラブの活動中の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応する。

この規約は2022年10月1日より施行する。